

大分大学教育学部規程

平成28年4月1日制定

平成28年教育学部規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学教育学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 本学部は、初等中等教育における各教科等の指導内容と指導方法についての確かな専門的知識の上に、新しい時代を担う子どもたちの学ぶ力を育む実践的指導力を持ち、隣接する校種を見通しながら教育現場で生起する諸課題に適切に対応できる教員を養成し、地域の教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与する。

(コース)

第3条 本学部の学校教育教員養成課程に、次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) 初等中等教育コース
- (2) 特別支援教育コース

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、その科目区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要があると認めるときは、教授会の審議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(卒業の要件及び教育課程の修了の認定)

第5条 本学部卒業の要件は、本学部の定めるところにより、教養教育科目及び専門教育科目に係る所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程修了の認定は、前項に規定する単位を修得した者について行う。

(履修方法及び手続)

第6条 学生は、本学部の定めるところにより授業科目を履修し、所定の様式により、履修しようとする授業科目を提出しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第7条 各学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、25単位とする。ただし、卒業論文、教育実習、教育実習事前・事後指導及び集中講義の単位は、25単位には含まないものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履

修科目の登録を認めることができる。

(他の学部学生の授業科目の履修)

第8条 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障を来さないと当該授業科目の担当教員が認めた場合に許可するものとする。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ45時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第10条 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価基準等)

第11条 学修の成績評価基準等については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。

2 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験その他の審査の成績評価表を、次の各号に掲げる期間内に提出するものとする。ただし、第1号及び第3号の期間に、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第21号)第27条第1項第14号の特別休暇のうち、国立大学法人大分大学が指定する連続した3日は含まない。

- (1) 定期試験については、試験終了後10日以内
- (2) 追試験については、試験終了後3日以内
- (3) その他の審査については、審査終了後10日以内

(単位認定に係る疑義の申立て)

第12条 単位の認定に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し立てることができる。

2 疑義の申立てがあった場合の取扱いについては、別に定める。

(卒業及び学位)

第13条 本学部に所定の修業年限以上在学し、かつ、第5条の規定により卒業要件単位数以上を修得し、第4条に規定する教育課程を修了した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(他の学部の授業科目の履修)

第14条 本学部の学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部及び当該学部の定めるところにより、他の学部における授業科目の履修を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第15条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第24条の規定により、他の大学における授業科目の履修等を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定により、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った学則第26条第1項及び第2項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(修業年限の通算)

第18条 学則第15条の規定により、本学部の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学部に入学者の場合において、本学部の定めるところにより、単位数に応じて相応期間を修業年限に通算することができる。

(再入学)

第19条 退学した者(学則第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、退学又は除籍の日の前日に属する本学部のコースに再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第20条 学則第38条の規定に該当する者の選考の方法等について必要な事項は、別に定める。

(編入学者等の単位の認定等)

第21条 前二条の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定及び修学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は、別に定める。

(転学部及び転コース)

第22条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、本学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 学部内の転コースを志願する者がある場合は、本学部の定めるところにより選考の上、学部長が許可することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により転学部又は転コースを許可された者に、これを準用する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、教授会の審議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年教育学部規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年教育学部規程第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年教育学部規程第2号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に設置されている小学校教育コースは、令和2年3月31日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この規程の施行の日の前日に在学している学生の履修科目の登録の上限については、改正後の大分大学教育学部規程第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年教育学部規程第4号)

この規程は、令和3年6月9日から施行する。